

第285号  
2020年7月

# 香川 ニュー物流

## トピックス

- 第47回通常総会を開催
- 安全性評価事業(Gマーク)申請について



## CONTENTS

香川県内の事業用トラックの事故件数	2
第47回通常総会等を開催	3
2020年度引越事業者優良認定制度申請について	3
安全性評価事業(Gマーク)申請について	4
各種助成金申請受付中!	4
トレーラの適正な使用等に係る研修会を開催します	5
防災態勢の強化についてお願い	5
乗務員向け講習会のお知らせ	6
全ト協優秀運転者顕彰の推薦について	7
優良事業者(低公害車導入)局長表彰について	7
全国安全週間について	8
全国安全週間実施要綱	9
熱中症予防対策は万全ですか?	10.11
賃金引上げ等の実態に関する調査にご協力下さい	12
陸災防だより	12
7月行事予定	12

## 香川県内の事業用トラックの事故件数について

## 1 県内発生 of 緑ナンバートラックの交通事故

2年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	前年同期	増減数
件数(件)	13	10	9	16	8								56	47	9
死者(人)	0	0	1	2	0								3	3	0
負傷者(人)	17	15	9	20	11								72	56	16

※条件1: 事業用の貨物車(大型車、中型車、準中型車、普通車)

※条件2: 第1当事者及び第2当事者となった交通事故

## 2 香川県下の交通事故

2年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	前年同期	増減数
件数(件)	336	327	317	258	268								1,506	1,898	-392
死者(人)	7	3	6	7	3								26	13	13
負傷者(人)	400	420	400	303	342								1,865	2,343	-478

# 第47回香ト協通常総会等を開催

●香川県トラック協会

(一社)香川県トラック協会及び陸上貨物運送事業労働災害防止協会香川県支部、香川県運輸政策研究会等は、6月2日(火)香川県トラック総合会館において、通常総会を開催しました。

当日は、新型コロナウイルス感染症拡大等の状況に鑑み、3密をさけるため少人数・簡素化した形式で開催し、香ト協総会においては、令和元年度事業報告及び同収支決算承認の件、令和2年度事業計画及び同収支予算報告の件、理事選任承認の件について審議し、提出議案は、原案通り承認されました。

令和2年度の事業計画は、改正された貨物自動車運送事業法に係る対応や、交通及び労災事故の防止対策、働き方改革の実現に向けた対策の推進等を重点施策として掲げ、乗務員教育や安全装置・環境にやさしい車両の導入促進等についても積極的に推進していくことになりました。

議案終了後、現下の経営課題の解決と時代の要請に応えるため、次のとおり決議しました。

1. 改正貨物自動車運送事業法の施行に係る対応を推進しよう。
1. 標準貨物自動車運送約款の浸透等による適正な運賃・料金を収受しよう。
1. 長時間労働の是正を図るため、働き方改革を推進しよう。
1. 事業経営者の育成と少子高齢化に対応した労働力を確保しよう。
1. 交通及び労災事故の防止、環境・省エネ対策を実施しよう。
1. 自動車関係諸税の簡素化・負担軽減を実現しよう。



総会会場



楠木会長挨拶



## 2020年度 引越事業者優良認定制度申請について

### 1 申請書類の頒布期間

(1)新規…2020年6月3日(水)~同8月3日(月)

申請書類は、全日本トラック協会のホームページからダウンロードしてください。

(2)更新…2020年6月上旬に、各認定事業者に更新申請書類をお送りしています。

### 2 申請期間

2020年7月20日(月)~同8月3日(月)(当日消印有効)

### 3 申請要領等

全日本トラック協会のホームページに掲載しておりますので確認願います。

なお、申請に関してのお問い合わせは、**全日本トラック協会「申請事業者用の相談窓口」**

**(03-3354-1038)**までお願いします。



# 安全性評価事業（Gマーク）申請について

●香川県貨物自動車運送事業適正化実施機関

本年度も7月1日（水）より、安全性評価事業（Gマーク）申請を受け付けております。申請を希望される事業所は、次の期間までに書類を香ト協までご持参もしくはご郵送にてご提出ください。

なお、例年、受付期間終了数日前から大変込み合いますので、予め余裕を持ってご申請ください。申請方法等ご不明な点については、適正化事業課までお問い合わせください。

## ●申請受付期間

令和2年7月1日（水）～7月14日（火）（土・日曜日は除く）

## ●申請料

- (1) 複写式申請書による申請：1,000円（申請書実費として）
- (2) 申請書作成システムで作成した申請書による申請：無料

## ●2020年度「貨物自動車運送事業安全性評価事業」申請案内について（動画）

URL [https://youtu.be/yk\\_Duzj1KEU](https://youtu.be/yk_Duzj1KEU)



## 助成金申請受付中

申請はお早めに！

香川県トラック協会は、令和2年度各種助成金申請受付を6月1日から開始していますので、助成対象に該当する導入等あれば速やかに申請書の提出をお願い申し上げます。

香ト協HP「助成金事業」から助成要領・申請書・記入例等ダウンロードできますのでご活用下さい。

また、例年開催している助成金説明会については、下記のとおり開催を予定しておりますのでご案内申し上げます。

なお、コロナウイルス感染症拡大等の状況により、中止などの対応になる場合がありますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 開催日時 8月5日(水)14時～15時
2. 開催場所 ホテルパールガーデン
3. 申 込 申込については、同封の申込書をご利用下さい。



# トレーラの適正な使用等に係る研修会を開催します

香川県トラック協会では、一般社団法人日本自動車車体工業会トレーラ部会担当者を講師に迎え「トレーラの適正な使用等に係る研修会」を開催します。

この研修会は、トレーラをより安全に使用するための点検整備の重要性や日常点検等について説明する他、セミトレーラ、フルトレーラの特徴比較及び法改正の紹介、また、安全装置の解説等の説明もありますので、是非ご参加をよろしくお願い致します。

お申込みは、「7月情報提供」にある申込書をご利用下さい。

なお、コロナウイルス感染症拡大等の状況により、中止などの対応になる場合がありますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

1	開催日時	令和2年8月26日(水) 14時~16時30分
2	開催場所	ホテルパールガーデン
3	次 第	①トレーラの安全な使用 動画「トレーラ火災の原因と防止について」 講演「トレーラ火災事故の原因と防止のための点検整備の重要性等」 ②セミトレーラ、フルトレーラの特徴比較と運用上の注意点、及び直近の法改正紹介 ③トレーラの横転抑制装置の有効性 動画「より安全なトレーラをめざして」 講演「エアサストレーラに装着が義務付けになった横転抑制装置の有効性」

## 防災態勢の強化についてお願い

例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、多数の人的被害及び住宅被害が発生していることから、中央防災会議会長より、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とした防災態勢の一層の強化に対するの通知がありましたのでお知らせします。

事業所におきましては、災害リスクや災害警戒時にとるべき行動、行動のタイミング等を確認すること。

また、防災情報に留意し、甚大な災害発生の危険や海拔ゼロメートル地帯等における大規模な広域避難の可能性が高まったときには、来客や従業員の安全確保を最優先して事業所等の計画的な休業等、適切な対応をお願い致します。

詳細については、香ト協HP新着情報（6月2日）をご覧ください。



輸送の安全性向上を図る人材育成を支援します

## 乗務員向け講習会のお知らせ

香川県トラック協会が主催する直近の乗務員向け講習会は次のとおりです。

詳しくは「7月の情報提供」を参照し、お申込み下さい。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染状況により講習会を中止にすることがあります。何卒ご理解の程よろしくお願い致します。

### ■ 各種乗務員講習

概要	貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき、運転者が遵守すべき事項に関する知識のほかトラックの運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得することを目的とした座学講習（一般講習）、実車を使っての体験学習と座学（ステップアップ講習）
開催日時	【乗務員一般講習】 7月25日（土）・8月22日（土）・9月12日（土） 【ステップアップ】 10月10日（土）・11月14日（土） 各講習会ともに 午前の部 9:00～12:00 午後の部 13:30～16:30 8月22日（土）は午前の部 9:00～12:00のみ
開催場所	香ト協安全研修センター ※8月22日（土）はユーブラザウたづで開催
定員	7月25日（土）・8月22日（土）・9月12日（土）は各回10名程度 10月10日（土）・11月14日（土）は各回15名
その他	受講者が7名に達しない場合は、中止することがあります。

### ■ 省エネ運転実践講習

概要	香川県トラック協会では、燃費の向上だけでなく、地球温暖化防止にも貢献でき安全運転にもつなげる省エネ運転を促進するため、省エネ運転実践講習会を開催いたします。
開催日時	11月21日（土） 9:30～15:30
開催場所	四国交通共済会館 2階研修室 坂出市番の州公園6-6
定員	4t車 10名 ※1事業者につき、2名を上限とします。 ※8トン限定中型免許以上の資格のある方対象です。

### ■ 初任運転者及び事故惹起運転者講習会

概要	交通事故を引き起こした運転者の再発防止や新たに雇い入れた運転者について、交通事故の未然防止のため運行の安全を確保するために必要な事項を確認させることを目的とした義務講習
開催日時	【初任運転者】 7月2日（木）・9月24日（木） 【事故惹起運転者】 7月9日（木）・9月17日（木） 各講習会ともに 9:30～17:00
開催場所	四国交通共済会館
その他	初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合がありますので、四国交通共済協同組合HP「講習・研修スケジュール」（ <a href="http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/">http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/</a> ）で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。

## 全ト協優秀運転者顕彰の推薦について

●全日本トラック協会

全ト協では、優秀運転者顕彰規定に基づき、人命を尊重した安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故の誇りを持たせ他の模範とするとともに、交通道德の高揚と安全意識の向上を図ることを目的として、優秀運転者顕彰を贈呈していますので、受賞資格のある運転者の推薦をお願いします。

◎無事故・無違反であった者とは、次の各号に定める者以外の者とする。

但し、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

- ① 人身に係る事故を起こした者
- ② 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者
- ③ 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

顕彰の種類、贈呈基準及び受賞資格、候補者推薦書、申込期限については、「7月の情報提供」をご覧ください。

## 優良事業者（低公害車導入）局長表彰について

●四国運輸局

香川県トラック協会は、優良事業者（低公害車導入）四国運輸局長表彰を募集しています。標記優良事業者（低公害車導入）表彰については、法令を遵守し環境対策活動等に積極的に取り組んでいる事業者に対し、四国運輸局長が「優良事業者」として表彰するもので、下記選考基準に適合する事業所は、7月27日（月）までに香ト協業務課までお申し出下さい。

### 導入している低公害車の範囲

低公害車の範囲は次のとおりとする。

- (1) CNG（圧縮天然ガス）自動車
- (2) ハイブリッド自動車
- (3) 電気自動車
- (4) 燃料電池自動車
- (5) メタノール自動車

### 保有台数等

- 低公害車を2両以上保有し、かつ、総保有台数に対して5%以上を満たしていること。  
(例) 総保有台数：15両 CNG自動車：1両 ハイブリッド自動車：1両  
→ 総保有台数に対して低公害車が13.3%
- 四国管内全ての営業所で保有する事業用自動車の総数から算出する。(被牽引車及び四国管外で保有する車両は除く。)
- 表彰は県、営業所毎ではなく四国単位で行い、本社等が所在する県の運輸支局へ協会から推薦する。(本社等が四国管外の場合、四国支店等)

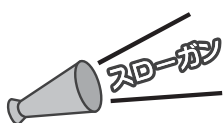
### その他選考基準

- ①関係法令等の遵守状況が良好であること等。

# 全国安全週間

期間 ≫ 令和2年7月1日(水)～7日(火)

準備期間 ≫ 令和2年6月1日(月)～30日(火)



エイジフレンドリー職場へ！  
みんなで改善  
リスクの低減

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で93回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和元年の労働災害については、死亡災害は前年を下回り、過去最低となる見込みです。また、休業4日以上の死傷災害についても、前年を下回る見込みです。しかし、平成30年度より取組期間が始まった、第13次労働災害防止計画における死傷者数の目標達成に向けては、更なる取組が求められるところです。また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになり、多様なニーズをもつ高齢労働者が安心して安全に働くことができるよう職場環境を改善していくことが求められていることから、厚生労働省では、エイジフレンドリーガイドラインを策定し、またエイジフレンドリー補助金の創設がなされたところです。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、「エイジフレンドリー職場へ！みんなで改善 リスクの低減」のスローガンのもと、事業場での自主的な安全衛生管理を推進し、高齢者はもとより全年代の労働者にとって働きやすい職場環境を整備し、労働災害防止に向けたより一層の取り組みをお願いします。

なお、今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、安全活動の実行にあたっては、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件が同時に重なる場を避け、職場内外での感染防止行動を徹底しつつ、取り組んでいただくようお願い申し上げます。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和2年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。>



# 令和2年度全国安全週間実施要綱について(抜粋) 実施者の実施事項

## ①安全衛生活動の推進

- ア. 安全衛生管理体制の確立  
(ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備 (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任  
(ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化 (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- イ. 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等  
(ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施  
(イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足 (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実  
(エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ウ. 自主的な安全衛生活動の促進  
(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底  
(イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ. リスクアセスメントの実施  
(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善  
(イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)
- オ. その他の取組  
(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承 (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

## ②業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ア. 建設業における労働災害防止対策  
(ア) 一般的事項 a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用 b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施 c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施 d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保  
(イ) 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策  
(ウ) 転働工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施  
a 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ. 製造業における労働災害防止対策  
(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施 (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進  
(ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施  
(エ) 装置産業の事業場における高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施  
(オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- ウ. 林業の労働災害防止対策  
(ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施  
(イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- エ. 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策  
(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施 (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施  
(ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施 (エ) トラックの逸走防止措置の実施  
(オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施
- オ. 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策  
(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析 (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知  
(ウ) 職場点検、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化  
(エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

## ③業種横断的な労働災害防止対策

- ア. 転倒災害防止対策(STOP! 転倒災害プロジェクト)  
(ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消 (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置  
(ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施 (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
- イ. 交通労働災害防止対策  
(ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施 (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施  
(ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発 (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ウ. 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策  
(ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実 (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化  
(ウ) 母国語や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施  
(エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施 (オ) 高齢労働者に配慮した職場改善の実施
- エ. 熱中症予防対策(STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン)  
(ア) WBGT値(暑さ指数)の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施  
(イ) 計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定 (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取  
(エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認  
(オ) 熱中症予防に関する教育の実施 (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請  
(キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています!

厚生労働省	<a href="https://www.mhlw.go.jp/index.html">https://www.mhlw.go.jp/index.html</a>
中央労働災害防止協会	<a href="https://www.jisha.or.jp/">https://www.jisha.or.jp/</a>
あんぜんプロジェクト	<a href="http://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html">http://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html</a>
職場のあんぜんサイト	<a href="http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html">http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html</a>

職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらで検索!

厚生労働省 安全衛生	検索
中央労働災害防止協会 安全週間	検索
職場のあんぜんサイト	検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 職場の熱中症予防対策は万全ですか？


高温多湿な場所で作業を行うと、体内の水分や塩分のバランスがくずれ、体温調節機能がうまく働かなくなり、熱中症になることがあります。熱中症は、体内に熱がたまることによって、めまいや筋肉痛、吐き気、さらには、けいれんなどを起こし、死亡することもある病気です。

熱中症が起こるのは、炎天下での屋外作業だけに限りません。屋内の作業場や倉庫などでも湿度が高く通風が悪いと熱中症のリスクが高まります。



今年は、新型コロナウイルス感染症の予防のため、職場でのマスクの着用をはじめとする感染防止策が実施されています。外出機会が減ることで、暑さに身体が慣れていない人も多いことから、職場での熱中症予防を徹底するとともに、万一熱中症の初期症状が現れたら速やかに対策を講じましょう。

**職場の熱中症予防対策は万全か、以下のチェックリストで自主点検しましょう。**

## ① WBGT値（暑さ指数）を活用していますか？

<input type="checkbox"/>	WBGT値は、現場ごとに異なります。輻射熱も考慮した黒球付きのWBGT測定器でWBGT値を実測しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業強度により、物差しとなるWBGT基準値を正しく選定して評価します。実測値がWBGT基準値を超えるときは、熱を遮る遮へい物、簡易な屋根、通風・冷房の設備の設置や連続作業時間の短縮、作業場所の変更が必要です。	
<input type="checkbox"/>	WBGT基準値を大幅に超える作業場所でやむを得ず作業を行わせる場合は、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定しましょう。	

## ② 休憩場所は整備していますか？

<input type="checkbox"/>	冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。屋内や車内の休憩場所については、換気に気をつけるとともに、休憩スペースを広げたり休憩時間をずらすなど、人と人との距離を保ちましょう。共有設備は定期的に消毒するなど清潔に。	
<input type="checkbox"/>	氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けましょう。感染拡大防止のため、手指の消毒設備も設けましょう。	
<input type="checkbox"/>	飲料水などを備え付け、水分や塩分の補給を、定期的に行いましょう。飲食前には手洗いを徹底し、飲み口の共有を避けましょう。	
<input type="checkbox"/>	建設現場で休憩場所を共有する場合、借用ルールを定めて関係労働者に伝えるなど、利用環境を整えましょう。	

## ③ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか？

<input type="checkbox"/>	労働者が熱に慣れ、環境に適応しているか確認し、適応していない場合は、7日以上かけて高温多湿の環境での作業時間を次第に長くしましょう。
<input type="checkbox"/>	急激な気温の上昇や、4日以上以上の休み明けは、ベテラン作業員も「熱への慣れ」が低下し、身体への負担が大きくなります。作業内容や作業時間にも配慮しましょう。

#### ④ のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？

- 作業強度に応じて、定期的にスポーツドリンクや経口補水液などを摂らせましょう。身体が欲するのどの渇きは、加齢や病気、身体の塩分不足のほかマスクで口が覆われることにより、感じにくくなることがあります。
- トイレに行きにくいことを理由として労働者が水分の摂取を控えることがないように、労働者がトイレに行きやすい職場環境を作りましょう。



#### ⑤ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？

- 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、透湿性・通気性のよい衣服を着用させましょう。
- 石綿除去等作業や放射性粉じん取扱いにおける保護衣など、衣類によっては、表2に照らして熱中症リスクを検討しましょう。必要に応じて、WBGT値を補正し、より涼しい環境で作業を。
- マスクについては、WBGT値の衣服補正（表2）の対象とはなっていませんが、負荷の大きい作業などで息苦しいときは、こまめの休憩と十分な水分補給をしましょう。防じんマスクなど作業に必要なマスクは、しっかり着用を。
- 作業中も、労働者の顔や状態から、心拍や体温その他体調の異常がないかよく確認を。マスクや溶接面などで顔が隠れると、熱中症の初期症状を見逃すことがあります。

#### ⑥ 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか？

- 糖尿病、高血圧症、心疾患などは、熱中症になりやすいことがあります。もれなく健康診断を実施し、医師の意見に基づく就業上の措置の徹底を。感染症拡大防止のため健康診断を延期している場合でも、基礎疾患の有無の確認を。
- 日々の体調確認も重要です。作業開始前に、睡眠不足や体調不良がないことの確認を。朝礼や点呼は、人が密集しないよう小グループで。

#### ⑦ 熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか？

- 熱中症の予防には、熱中症に対する正しい知識が不可欠です。高温多湿下での作業では、知識をもつ衛生管理者や熱中症予防管理者教育を受けた管理者の下での作業を。
- 労働者にも、体調の異常を正しく認識できるよう、雇入れ時や新規入場時に表4による教育をしましょう。



#### ⑧ 熱中症の発症に備えて、緊急連絡網を作成などを行っていますか？

- 緊急時のため、熱中症に対応可能な近隣の病院、診療所の情報を含む緊急連絡網や救急措置の手順を作成し、関係者に周知しましょう。
- 熱中症は、症状が急激に悪化することが多くあります。安静中も一人にしないとともに、医療機関の混雑などで救急隊の到着が遅れることも想定し、早めの通報を。



### <参考 熱中症の症状と分類>

分類	I 度	II 度	III 度
症状	めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗	頭痛・気分不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感	意識障害・けいれん・手足の運動障害、高体温
重症度	小		大

II度に分類される症状が現れた場合は、病院などに搬送することが望ましく、III度に分類される症状が現れた場合は、直ちに救急隊を要請する必要があります。

# 「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください。

厚生労働省

厚生労働省では、「令和2年賃金引上げ等の実態に関する調査」を実施します。

この調査は、民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、主要産業に属する会社組織の民間企業で、製造業及び卸売業、小売業については常用労働者30人以上、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業のうちから産業別及び企業規模別に選定した約3,500企業を対象とし、毎年1月から12月までの1年間の常用労働者の賃金改定状況について調査するものです。

調査の結果は最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）の審議で使用するほか、社会的関心も高く、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されており、非常に重要な役割を担った調査となっております。

対象になった企業におかれましては、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

## 7月 行事予定



日	曜	行 事	場 所
1	水	運行管理者基礎講習（三日目）	四交協
5	日	大川支部安全運転講習会	大川公民館
7	火	本部・支部業務連絡会議 街頭検査	安全研修センター 粟林トンネル南側
14	火	街頭検査	高瀬町上麻付近路側帯
18	土	運行管理者一般講習	四国交通共済会館
25	土	乗務員一般講習	安全研修センター
27	月	香ト協正副会長会議 香ト協第2回理事会	安全研修センター トラック総合会館

【陸災防だよりのフォークリフト等講習日程】は下記ホームページをご覧ください!

<http://www.rikusaibou-kagawa.jp/>

陸運労災防止協会香川 検索

お申込み・  
お問い合わせ



災害防止団体 陸運労災防止協会 香川県支部  
TEL(087)851-6251

